

日本バイオマテリアル学会

バイオマテリアル科学功績賞規定

(昭和62年2月5日理事会承認)
(昭和62年11月11日理事会において一部修正承認)
(平成14年9月25日理事会において一部修正承認)
(平成15年10月7日理事会において一部修正承認)
(平成24年3月5日理事会において一部修正承認)
(令和2年11月30日 理事会において一部修正承認)
(令和3年5月31日 理事会において一部修正承認)

(総 則)

1. バイオマテリアル科学功績賞の授賞については、この規定の定めるところによる。

(目 的)

2. 本賞は、多年にわたりバイオマテリアル科学の発展のため、顕著な業績を挙げた者に授与しその功績に報いるとともに、バイオマテリアル科学の普及および啓発に資し、その水準の向上に寄与することを目的とする。

(対 象)

3. 本賞は、年齢満60才以上の国際バイオマテリアル学会連合加盟学会の会員で、かつ本会の発展に対し、寄与の大きかった個人を対象にする。

(賞)

4. 本賞は、受賞者は毎年若干名とし、授賞者には、賞状、賞碑を贈呈する。

(候補者の推薦)

5. 本賞の受賞者の推薦は、本会理事が、本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年5月末日までに、会長に提出する。

(候補者の選考)

6. 本賞の受賞候補者選考のため、バイオマテリアル学会科学功績賞選考委員会をおく。

②選考委員会に関する内規は、別に定める。

(授賞者の決定)

7. 授賞者の決定は理事会の議決を経て行うものとする。

(授賞者の表彰)

8. 授賞者の表彰は、毎年通常総会後の表彰式で行う。

(学会賞の英訳名)

9. 本賞の英訳は、The Award for Distinguished Contribution in Advancement of Biomaterials Science, Japanese Society for Biomaterials (20・・) とする。

この規定は、理事会の承認を得て施行する。